# 不動産登記令

(平成十六年十二月一日政令第三百七十九号)

内閣は、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第十八条、第二十二条、第二十五条第十三号、第二十六条及び第七十条第三項(これらの規定を同法第十六条第二項において準用する場合を含む。)並びに同法第百二十一条第一項の規定に基づき、不動産登記法施行令(昭和三十五年政令第二百二十八号)の全部を改正するこの政令を制定する。

- 第一章 総則 (第一条・第二条)
- 第二章 申請情報及び添付情報 (第三条-第九条)
- 第三章 電子情報処理組織を使用する方法による登記申請の手続(第十条—第十四 条)
- 第四章 書面を提出する方法による登記申請の手続(第十五条一第十九条)
- 第五章 雑則 (第二十条—第二十四条)

附則

## 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この政令は、不動産登記法(以下「法」という。)の規定による不動産についての登記に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

- 第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 添付情報 登記の申請をする場合において、法第二十二条本文若しくは第六十一条の規定、次章の規定又はその他の法令の規定によりその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとされている情報をいう。
  - 二 土地所在図 一筆の土地の所在を明らかにする図面であって、法務省令で定める ところにより作成されるものをいう。
  - 三 地積測量図 一筆の土地の地積に関する測量の結果を明らかにする図面であって、 法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。
  - 四 地役権図面 地役権設定の範囲が承役地の一部である場合における当該地役権設定の範囲を明らかにする図面であって、法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。
  - 五 建物図面 一個の建物の位置を明らかにする図面であって、法務省令で定めると ころにより作成されるものをいう。
  - 六 各階平面図 一個の建物の各階ごとの平面の形状を明らかにする図面であって、

法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。

- 七 嘱託情報 法第十六条第一項に規定する登記の嘱託において、同条第二項において準用する法第十八条の規定により嘱託者が登記所に提供しなければならない情報をいう。
- 八 順位事項 法第五十九条第八号の規定により権利の順位を明らかにするために必要な事項として法務省令で定めるものをいう。

#### 第二章 申請情報及び添付情報

(申請情報)

- 第三条 登記の申請をする場合に登記所に提供しなければならない法第十八条の申請情報の内容は、次に掲げる事項とする。
  - 一 申請人の氏名又は名称及び住所
  - 二 申請人が法人であるときは、その代表者の氏名
  - 三 代理人によって登記を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並び に代理人が法人であるときはその代表者の氏名
  - 四 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第四百二十三条その他の法令の規定により 他人に代わって登記を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の氏名 又は名称及び住所並びに代位原因
  - 五 登記の目的
  - 六 登記原因及びその日付(所有権の保存の登記を申請する場合にあっては、法第七十四条第二項の規定により敷地権付き区分建物について申請するときに限る。)
  - 七 土地の表示に関する登記又は土地についての権利に関する登記を申請するときは、 次に掲げる事項
    - イ 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字
    - ロ 地番(土地の表題登記を申請する場合、法第七十四条第一項第二号又は第三号 に掲げる者が表題登記がない土地について所有権の保存の登記を申請する場合及 び表題登記がない土地について所有権の処分の制限の登記を嘱託する場合を除く。)
    - ハ 地目
    - 二 地積
  - 八 建物の表示に関する登記又は建物についての権利に関する登記を申請するときは、 次に掲げる事項
    - イ 建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番(区分建物である建物 にあっては、当該建物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及 び土地の地番)
    - ロ 家屋番号(建物の表題登記(合体による登記等における合体後の建物についての表題登記を含む。)を申請する場合、法第七十四条第一項第二号又は第三号に掲げる者が表題登記がない建物について所有権の保存の登記を申請する場合及び表題登記がない建物について所有権の処分の制限の登記を嘱託する場合を除く。)

- ハ 建物の種類、構造及び床面積
- ニ 建物の名称があるときは、その名称
- ホ 附属建物があるときは、その所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番 (区分建物である附属建物にあっては、当該附属建物が属する一棟の建物の所在 する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番)並びに種類、構造及び床面積
- へ 建物又は附属建物が区分建物であるときは、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の構造及び床面積(トに掲げる事項を申請情報の内容とする場合(ロに規定する場合を除く。)を除く。)
- ト 建物又は附属建物が区分建物である場合であって、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の名称があるときは、その名称
- 九 表題登記又は権利の保存、設定若しくは移転の登記(根質権、根抵当権及び信託 の登記を除く。)を申請する場合において、表題部所有者又は登記名義人となる者 が二人以上であるときは、当該表題部所有者又は登記名義人となる者ごとの持分
- 十 法第三十条の規定により表示に関する登記を申請するときは、申請人が表題部所 有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人である旨
- 十一 権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる事項
  - イ 申請人が登記権利者又は登記義務者(登記権利者及び登記義務者がない場合に あっては、登記名義人)でないとき(第四号並びに口及びハの場合を除く。)は、 登記権利者、登記義務者又は登記名義人の氏名又は名称及び住所
  - ロ 法第六十二条の規定により登記を申請するときは、申請人が登記権利者、登記 義務者又は登記名義人の相続人その他の一般承継人である旨
  - ハ ロの場合において、登記名義人となる登記権利者の相続人その他の一般承継人 が申請するときは、登記権利者の氏名又は名称及び一般承継の時における住所
  - ニ 登記の目的である権利の消滅に関する定め又は共有物分割禁止の定めがあると きは、その定め
  - ホ 権利の一部を移転する登記を申請するときは、移転する権利の一部
  - へ 敷地権付き区分建物についての所有権、一般の先取特権、質権又は抵当権に関する登記(法第七十三条第三項ただし書に規定する登記を除く。)を申請するときは、次に掲げる事項
    - (1) 敷地権の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番、地目及び地積
    - (2) 敷地権の種類及び割合
- 十二 申請人が法第二十二条に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規 定により登記識別情報を提供することができないときは、当該登記識別情報を提供 することができない理由
- 十三 前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同 表の申請情報欄に掲げる事項

(申請情報の作成及び提供)

第四条 申請情報は、登記の目的及び登記原因に応じ、一の不動産ごとに作成して提供 しなければならない。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産につ いて申請する登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一であるときその他法務省 令で定めるときは、この限りでない。

(一の申請情報による登記の申請)

- 第五条 合体による登記等の申請は、一の申請情報によってしなければならない。この 場合において、法第四十九条第一項後段の規定により併せて所有権の登記の申請をす るときは、これと当該合体による登記等の申請とは、一の申請情報によってしなけれ ばならない。
- 2 信託の登記の申請と当該信託に係る権利の保存、設定、移転又は変更の登記の申請 とは、一の申請情報によってしなければならない。
- 3 法第百四条第一項の規定による信託の登記の抹消の申請と信託財産に属する不動産 に関する権利の移転の登記若しくは変更の登記又は当該権利の登記の抹消の申請とは、 一の申請情報によってしなければならない。
- 4 法第百四条の二第一項の規定による信託の登記の抹消及び信託の登記の申請と権利の変更の登記の申請とは、一の申請情報によってしなければならない。

(申請情報の一部の省略)

- 第六条 次の各号に掲げる規定にかかわらず、法務省令で定めるところにより、不動産 を識別するために必要な事項として法第二十七条第四号の法務省令で定めるもの(次 項において「不動産識別事項」という。)を申請情報の内容としたときは、当該各号 に定める事項を申請情報の内容とすることを要しない。
  - 一 第三条第七号 同号に掲げる事項
  - 二 第三条第八号 同号に掲げる事項
  - 三 第三条第十一号へ(1) 敷地権の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番、地目及び地積
- 2 第三条第十三号の規定にかかわらず、法務省令で定めるところにより、不動産識別 事項を申請情報の内容としたときは、次に掲げる事項を申請情報の内容とすることを 要しない。
  - 一 別表の十三の項申請情報欄口に掲げる当該所有権の登記がある建物の家屋番号
  - 二 別表の十三の項申請情報欄ハ(1)に掲げる当該合体前の建物の家屋番号
  - 三 別表の十八の項申請情報欄に掲げる当該区分所有者が所有する建物の家屋番号
  - 四 別表の十九の項申請情報欄イに掲げる当該建物の所在する市、区、郡、町、村、 字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号
  - 五 別表の三十五の項申請情報欄又は同表の三十六の項申請情報欄に掲げる当該要役 地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該要役地の地番、地目及び地積
  - 六 別表の四十二の項申請情報欄イ、同表の四十六の項申請情報欄イ、同表の四十九 の項申請情報欄イ、同表の五十の項申請情報欄口、同表の五十五の項申請情報欄イ、 同表の五十八の項申請情報欄イ又は同表の五十九の項申請情報欄口に掲げる他の登 記所の管轄区域内にある不動産についての第三条第七号及び第八号に掲げる事項
  - 七 別表の四十二の項申請情報欄口(1)、同表の四十六の項申請情報欄ハ(1)、 同表の四十七の項申請情報欄ホ(1)、同表の四十九の項申請情報欄ハ(1)若し

- くはへ(1)、同表の五十五の項申請情報欄ハ(1)、同表の五十六の項申請情報欄ニ(1)又は同表の五十八の項申請情報欄ハ(1)若しくはへ(1)に掲げる当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番
- 八 別表の四十二の項申請情報欄口(2)、同表の四十六の項申請情報欄ハ(2)、 同表の四十七の項申請情報欄ホ(2)、同表の四十九の項申請情報欄ハ(2)若し くはへ(2)、同表の五十五の項申請情報欄ハ(2)、同表の五十六の項申請情報 欄二(2)又は同表の五十八の項申請情報欄ハ(2)若しくはへ(2)に掲げる当 該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番 号

## (添付情報)

- 第七条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に 提供しなければならない。
  - 申請人が法人であるとき(法務省令で定める場合を除く。)は、当該法人の代表 者の資格を証する情報
  - 二 代理人によって登記を申請するとき(法務省令で定める場合を除く。)は、当該 代理人の権限を証する情報
  - 三 民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請すると きは、代位原因を証する情報
  - 四 法第三十条の規定により表示に関する登記を申請するときは、相続その他の一般 承継があったことを証する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあって は、区長とする。第十六条第二項及び第十七条第一項を除き、以下同じ。)、登記 官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合 にあっては、これに代わるべき情報)
  - 五 権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる情報
    - イ 法第六十二条の規定により登記を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報)
    - ロ 登記原因を証する情報。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては当該(1)又は(2)に定めるものに限るものとし、別表の登記欄に掲げる登記を申請する場合(次の(1)又は(2)に掲げる場合を除く。)にあっては同表の添付情報欄に規定するところによる。
      - (1) 法第六十三条第一項に規定する確定判決による登記を申請するとき 執行力のある確定判決の判決書の正本(執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。以下同じ。)
    - (2) 法第百八条に規定する仮登記を命ずる処分があり、法第百七条第一項の 規定による仮登記を申請するとき 当該仮登記を命ずる処分の決定書の正本 ハ 登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が 許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報
  - 六 前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表

- の添付情報欄に掲げる情報
- 2 前項第一号及び第二号の規定は、不動産に関する国の機関の所管に属する権利について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が登記の嘱託をする場合には、 適用しない。
- 3 次に掲げる場合には、第一項第五号ロの規定にかかわらず、登記原因を証する情報 を提供することを要しない。
  - 一 所有権の保存の登記を申請する場合 (敷地権付き区分建物について法第七十四条 第二項の規定により所有権の保存の登記を申請する場合を除く。)
  - 二 法第百十一条第一項の規定により民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十 三条第一項の規定による処分禁止の登記(保全仮登記とともにしたものを除く。次 号において同じ。)に後れる登記の抹消を申請する場合
  - 三 法第百十一条第二項において準用する同条第一項の規定により処分禁止の登記に 後れる登記の抹消を申請する場合
  - 四 法第百十三条の規定により保全仮登記とともにした処分禁止の登記に後れる登記 の抹消を申請する場合

(登記名義人が登記識別情報を提供しなければならない登記等)

- 第八条 法第二十二条の政令で定める登記は、次のとおりとする。ただし、確定判決による登記を除く。
  - 一 所有権の登記がある土地の合筆の登記
  - 二 所有権の登記がある建物の合体による登記等
  - 三 所有権の登記がある建物の合併の登記
  - 四 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記
  - 五 所有権の移転の登記がない場合における所有権の登記の抹消
  - 六 質権又は抵当権の順位の変更の登記
  - 七 民法第三百九十八条の十四第一項ただし書(同法第三百六十一条において準用する場合を含む。)の定めの登記
  - 八 信託法 (平成十八年法律第百八号) 第三条第三号に掲げる方法によってされた信 託による権利の変更の登記
  - 九 仮登記の登記名義人が単独で申請する仮登記の抹消
- 2 前項の登記のうち次の各号に掲げるものの申請については、当該各号に定める登記 識別情報を提供すれば足りる。
  - 一 所有権の登記がある土地の合筆の登記 当該合筆に係る土地のうちいずれか一筆 の土地の所有権の登記名義人の登記識別情報
  - 二 登記名義人が同一である所有権の登記がある建物の合体による登記等 当該合体 に係る建物のうちいずれか一個の建物の所有権の登記名義人の登記識別情報
  - 三 所有権の登記がある建物の合併の登記 当該合併に係る建物のうちいずれか一個 の建物の所有権の登記名義人の登記識別情報

(添付情報の一部の省略)

第九条 第七条第一項第六号の規定により申請情報と併せて住所を証する情報(住所に

ついて変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する情報を含む。以下この条において同じ。)を提供しなければならないものとされている場合において、その申請情報と併せて法務省令で定める情報を提供したときは、同号の規定にかかわらず、その申請情報と併せて当該住所を証する情報を提供することを要しない。

#### 第三章 電子情報処理組織を使用する方法による登記申請の手続

(添付情報の提供方法)

第十条 電子情報処理組織を使用する方法(法第十八条第一号の規定による電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。)により登記を申請するときは、法務省令で定めるところにより、申請情報と併せて添付情報を送信しなければならない。

(登記事項証明書に代わる情報の送信)

第十一条 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合において、登記事項証明書を併せて提供しなければならないものとされているときは、法務大臣の定めるところに従い、登記事項証明書の提供に代えて、登記官が電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第二条第一項に規定する登記情報の送信を同法第三条第二項に規定する指定法人から受けるために必要な情報を送信しなければならない。

(電子署名)

- 第十二条 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請するときは、申請人又は その代表者若しくは代理人は、申請情報に電子署名(電子署名及び認証業務に関する 法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同 じ。)を行わなければならない。
- 2 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合における添付情報は、 作成者による電子署名が行われているものでなければならない。

(表示に関する登記の添付情報の特則)

- 第十三条 前条第二項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により表示に関する登記を申請する場合において、当該申請の添付情報(申請人又はその代表者若しくは代理人が作成したもの並びに土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図を除く。)が書面に記載されているときは、当該書面に記載された情報を電磁的記録に記録したものを添付情報とすることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該電磁的記録を作成した者による電子署名が行われているものでなければならない。
- 2 前項の場合において、当該申請人は、登記官が定めた相当の期間内に、登記官に当該書面を提示しなければならない。

(電子証明書の送信)

第十四条 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合において、電子

署名が行われている情報を送信するときは、電子証明書(電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。)であって法務省令で定めるものを併せて送信しなければならない。

#### 第四章 書面を提出する方法による登記申請の手続

(添付情報の提供方法)

第十五条 書面を提出する方法(法第十八条第二号の規定により申請情報を記載した書面(法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。)を登記所に提出する方法をいう。)により登記を申請するときは、申請情報を記載した書面に添付情報を記載した書面(添付情報のうち電磁的記録で作成されているものにあっては、法務省令で定めるところにより当該添付情報を記録した磁気ディスクを含む。)を添付して提出しなければならない。この場合において、第十二条第二項及び前条の規定は、添付情報を記録した磁気ディスクを提出する場合について準用する。

(申請情報を記載した書面への記名押印等)

- 第十六条 申請人又はその代表者若しくは代理人は、法務省令で定める場合を除き、申請情報を記載した書面に記名押印しなければならない。
- 2 前項の場合において、申請情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、 同項の規定により記名押印した者(委任による代理人を除く。)の印鑑に関する証明 書(住所地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の 十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。次条第一項において同 じ。)又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。)を添付しなければならない。
- 3 前項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。
- 4 官庁又は公署が登記の嘱託をする場合における嘱託情報を記載した書面については、 第二項の規定は、適用しない。
- 5 第十二条第一項及び第十四条の規定は、法務省令で定めるところにより申請情報の 全部を記録した磁気ディスクを提出する方法により登記を申請する場合について準用 する。

(代表者の資格を証する情報を記載した書面の期間制限等)

- 第十七条 第七条第一項第一号又は第二号に掲げる情報を記載した書面であって、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。
- 2 前項の規定は、官庁又は公署が登記の嘱託をする場合には、適用しない。

(代理人の権限を証する情報を記載した書面への記名押印等)

第十八条 委任による代理人によって登記を申請する場合には、申請人又はその代表者は、法務省令で定める場合を除き、当該代理人の権限を証する情報を記載した書面に

記名押印しなければならない。復代理人によって申請する場合における代理人についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、代理人(復代理人を含む。)の権限を証する情報を記載した 書面には、法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者(委任に よる代理人を除く。)の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。
- 3 前項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。
- 4 第二項の規定は、官庁又は公署が登記の嘱託をする場合には、適用しない。

(承諾を証する情報を記載した書面への記名押印等)

- 第十九条 第七条第一項第五号ハ若しくは第六号の規定又はその他の法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、その作成者が記名押印しなければならない。
- 2 前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合その他法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

#### 第五章 雑則

(登記すべきものでないとき)

- 第二十条 法第二十五条第十三号の政令で定める登記すべきものでないときは、次のと おりとする。
  - 申請が不動産以外のものについての登記を目的とするとき。
  - 二 申請に係る登記をすることによって表題部所有者又は登記名義人となる者(別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者を除く。)が権利能力を有しないとき。
  - 三 申請が法第三十二条、第四十一条、第五十六条、第七十三条第二項若しくは第三項、第八十条第三項又は第九十二条の規定により登記することができないとき。
  - 四 申請が一個の不動産の一部についての登記(承役地についてする地役権の登記を 除く。)を目的とするとき。
  - 五 申請に係る登記の目的である権利が他の権利の全部又は一部を目的とする場合に おいて、当該他の権利の全部又は一部が登記されていないとき。
  - 六 同一の不動産に関し同時に二以上の申請がされた場合(法第十九条第二項の規定により同時にされたものとみなされるときを含む。)において、申請に係る登記の目的である権利が相互に矛盾するとき。
  - 七 申請に係る登記の目的である権利が同一の不動産について既にされた登記の目的 である権利と矛盾するとき。
  - 八 前各号に掲げるもののほか、申請に係る登記が民法その他の法令の規定により無効とされることが申請情報若しくは添付情報又は登記記録から明らかであるとき。

(写しの交付を請求することができる図面)

第二十一条 法第百二十一条第一項の政令で定める図面は、土地所在図、地積測量図、

地役権図面、建物図面及び各階平面図とする。

2 法第百四十九条第一項の政令で定める図面は、筆界調査委員が作成した測量図その 他の筆界特定の手続において測量又は実地調査に基づいて作成された図面(法第百四 十三条第二項の図面を除く。)とする。

#### (登記識別情報に関する証明)

- 第二十二条 登記名義人又はその相続人その他の一般承継人は、登記官に対し、手数料 を納付して、登記識別情報が有効であることの証明その他の登記識別情報に関する証明を請求することができる。
- 2 法第百十九条第三項及び第四項の規定は、前項の請求について準用する。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の証明に関し必要な事項は、法務省令で定める。

#### (登記の嘱託)

第二十三条 この政令(第二条第七号を除く。)に規定する登記の申請に関する法の規 定には当該規定を法第十六条第二項において準用する場合を含むものとし、この政令 中「申請」、「申請人」及び「申請情報」にはそれぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託情報を 含むものとする。

# (法務省令への委任)

第二十四条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の施行に関し必要な事項は、 法務省令で定める。

#### (旧根抵当権の分割による権利の変更の登記の申請情報)

第四条 民法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第九十九号)附則第五条第一項 の規定による分割による権利の変更の登記の申請においては、第三条第一号から第八 号まで、第十一号イ、ロ及び二並びに第十二号に掲げる事項のほか、法第八十三条第 一項第二号及び第三号並びに法第八十八条第二項第一号から第三号までに掲げる登記 事項を申請情報の内容とする。

#### (添付情報の提供方法に関する特例)

- 第五条 電子情報処理組織を使用する方法により登記の申請をする場合において、添付情報(登記識別情報を除く。以下同じ。)が書面に記載されているときは、第十条及び第十二条第二項の規定にかかわらず、当分の間、当該書面を登記所に提出する方法により添付情報を提供することができる。
- 2 前項の規定により添付情報を提供する場合には、その旨をも法第十八条の申請情報 の内容とする。
- 3 第十七条及び第十九条の規定は第一項の規定により添付情報を提供する場合について、第十八条の規定は同項の規定により委任による代理人(復代理人を含む。)の権限を証する情報を提供する場合について、それぞれ準用する。
- 4 第一項の規定により書面を提出する方法により当該登記原因を証する情報を提供するときは、法務省令で定めるところにより、申請情報と併せて当該書面に記載された

情報を記録した電磁的記録を提供しなければならない。この場合においては、第十二条第二項の規定は、適用しない。

項	登記	申請情報	添付情報
表示に関する			
登記に共通す			
る事項			
		変更後又は更正後の表題	表題部所有者の氏名
		部所有者の氏名若しくは	若しくは名称又は住
		名称又は住所	所についての変更又
			は錯誤若しくは遺漏
			があったことを証す
			る市町村長、登記官
			その他の公務員が職
			務上作成した情報
			(公務員が職務上作
			成した情報がない場
			合にあっては、これ
			に代わるべき情報)
	表題部所有者に	当該登記をすることによ	イ 当該表題部所有
	ついての更正の	って表題部所有者となる	者となる者が所有権
	登記	者の氏名又は名称及び住	を有することを証す
		所並びに当該表題部所有	る情報
		者となる者が二人以上で	
		あるときは当該表題部所	
		有者となる者ごとの持分	
			ロー当該表題部所有
			者となる者の住所を
			証する市町村長、登
			記官その他の公務員
			が職務上作成した情
			報(公務員が職務上
			作成した情報がない
			場合にあっては、こ
			れに代わるべき情
			報)
			ハー表題部所有者の
			承諾を証する当該表
			題部所有者が作成し
			た情報又は当該表題
			部所有者に対抗する
			ことができる裁判が
			あったことを証する
			情報

三	表題部所有者で	更正後の共有者ごとの持	持分を更正すること
	ある共有者の持	分	となる他の共有者の
	分についての更	73	承諾を証する当該他
	正の登記		外話を証する自該他   の共有者が作成した
	上の登記		
			情報又は当該他の共
			有者に対抗すること
			ができる裁判があっ
			たことを証する情報
土地の表示に関			_
匹	土地の表題登記		イ 土地所在図
			ロ 地積測量図
			ハ 表題部所有者と
			なる者が所有権を有
			することを証する情
			報
			ニ 表題部所有者と
			なる者の住所を証す
			る市町村長、登記官
			その他の公務員が職
			務上作成した情報
			(公務員が職務上作
			成した情報がない場
			合にあっては、これ
			に代わるべき情報)
五	地目に関する変	変更後又は更正後の地目	
	更の登記又は更		
	正の登記		
六	地積に関する変	変更後又は更正後の地積	地積測量図
	更の登記又は更		
	正の登記(十一		
	の項の登記を除		
	< ∘ )		
七	法第三十八条に	更正後の当該登記事項	
	規定する登記事		
	項(地目及び地		
	積を除く。)に		
	関する更正の登		
	記		
八	分筆の登記	イ 分筆後の土地の所在	イー分筆後の土地の
	1 年 7 豆 巾	する市、区、郡、町、村	地積測量図
			地很侧里凶
		及び字並びに当該土地の	
		地目及び地積	

		ロ 地役権の登記がある 承役地の分筆の登記を申 請する場合において、地 役権設定の範囲が分筆後 の土地の一部であるとき は、当該地役権設定の範 囲	ロ 地役を 地役を 地役を 地役を 地での の分を の分を を を で のの のの のの のの のの のの のの のの のの
九	合筆の登記	イ 合筆後の土地の所在 する市、区、郡、町、村 及び字並びに当該土地の 地目及び地積	地役権の合い と を と を と を と を と を と を と を と を と で こ が の は の は の は の は の は の は の は の は の は の
		ロ 地役権の登記がある 承役地の合筆の登記を申 請する場合において、地 役権設定の範囲が合筆後 の土地の一部であるとき は、当該地役権設定の範 囲	
+	土地の滅失の登記(法第四十三 条第五項の規定 により河川管理 者が嘱託するも のに限る。)	法第四十三条第五項の規 定により登記の嘱託をす る旨	
+	地積に関する変 更の登記(法第 四十三条第六項	イ 法第四十三条第六項 の規定により登記の嘱託 をする旨	地積測量図

建物の表示に関する登記	の規定により河 川管理者が嘱託 するものに限 る。)	ロ変更後の地積	
十二 十二	建物の表題登記 (十三の項及び 二十一の項の登 記を除く。)	イ 建物又は附属建物に ついて敷地権が存すると きは、次に掲げる事項	イ 建物図面
	記を除く。)	(1) 敷地権の目的と なる土地の所在する市、 区、郡、町、村及び字並 びに当該土地の地番、地 目及び地積	口 各階平面図
		(2) 敷地権の種類及 び割合	ハ 表題部所有者と なる者が所有権を有 することを証する情 報
		(3) 敷地権の登記原 因及びその日付	表題部所有者と 表題部所有者と る者の住所を記官 る市町村長、登記官 その他の公務員が職 のと情報 の公務員が職務上作 成した情報 成した情報 成した情報 は、これ にたわるべき情報)

ロ 法第四十七条第二項 の規定による申請にあっ ては、被承継人の氏名又 は名称及び一般承継の時 における住所並びに申請 人が被承継人の相続人そ の他の一般承継人である 旨 ホ 建物又は附属建 物が区分建物である 場合において、当該 区分建物が属する一 棟の建物の敷地(建 物の区分所有等に関 する法律(昭和三十 七年法律第六十九 号。以下「区分所有 法」という。)第二 条第五項に規定する 建物の敷地をいう。 以下同じ。) につい て登記された所有 権、地上権又は賃借 権の登記名義人が当 該区分建物の所有者 であり、かつ、区分 所有法第二十二条第 一項ただし書(同条 第三項において準用 する場合を含む。以 下同じ。) の規約に おける別段の定めが あることその他の事 由により当該所有 権、地上権又は賃借 権が当該区分建物の 敷地権とならないと きは、当該事由を証 する情報

へ 建物又は附属建物について敷地権が存するときは、次に掲げる情報

(1) 敷地権の目 的である土地が区分 所有法第五条第一の 規定により建物の 敷地となった土地で あるときは、同 にこと を設定したこと を証する情報

十三	合体に法第四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	イ 合体後の建物について敷地権が存するとき	(分第条用以で合と設る(的登に土書ト二請そあ市の上務たあわく2所二第す下定にき定情3で記あ地 項にのっ町他作員情っる)有項三る同めよはし報)あ所るの 法のあ他た村の成が報てべ建敷第だに合。れも当こ 敷土管き記 四定て一と、務た務な、情図地二しおを)ての該と 地地轄は事 十には般を登員情上いこ報面が二(てむ規るあ約証 の他域当証 条る相継す官職(成合にび条同準。約割るをす 目の内該明 第申続がるそ務公しに代区条同準。約割るをす
	等(伝) 条第一は 現定により 規定によする を含む、 を含む。)	<ul><li>(カル権が行りることは、次に掲げる事項</li><li>(1) 敷地権の目的となる土地の所在する市、</li></ul>	口 各階平面図
		区、郡、町、村及び字並 びに当該土地の地番、地 目及び地積 (2) 敷地権の種類及 び割合	ハ 表題部所有者と なる者が所有権を有 することを証する情 報

(3)	敷地権の登記原
因及びる	その日付

ロ 合体前の建物に所有権の登記がある建物がある建物がある建物の家屋番号並びに当該所有権の号並びに当該所有権の目の申請の受付の年月日及び受付番号、順位事項並びに登記名義人の氏名又は名称

ニ 表題部所有者と なる者の住所を証す る市町村長、登記官 その他の公務員が職 務上作成した情報 (公務員が職務上作 成した情報がない場 合にあっては、これ に代わるべき情報) ホ 合体後の建物が 区分建物である場合 において、当該区分 建物が属する一棟の 建物の敷地について 登記された所有権、 地上権又は賃借権の 登記名義人が当該区 分建物の所有者であ り、かつ、区分所有 法第二十二条第一項 ただし書の規約にお ける別段の定めがあ ることその他の事由 により当該所有権、 地上権又は賃借権が 当該区分建物の敷地 権とならないとき (合体前の二以上の 建物がいずれも敷地 権の登記がない区分 建物であり、かつ、 合体後の建物も敷地 権の登記がない区分 建物となるときを除 く。)は、当該事由 を証する情報

ハ 合体前の建物につい
てされた所有権の登記以
外の所有権に関する登記
又は先取特権、質権若し
くは抵当権に関する登記
であって合体後の建物に
ついて存続することとな
るもの(以下この項にお
いて「存続登記」とい
う。) があるときは、次
に掲げる事項

(1) 当該合体前の建 物の家屋番号

(2) 存続登記の目 的、申請の受付の年月日 及び受付番号、順位事項 並びに登記名義人の氏名 又は名称

(3) 存続登記の目的 となる権利

- へ 合体後の建物に ついて敷地権が存す るとき(合体前の二 以上の建物がいずれ も敷地権付き区分建 物であり、かつ、合 体後の建物も敷地権 付き区分建物となる とき(合体前の建物 のすべての敷地権の 割合を合算した敷地 権の割合が合体後の 建物の敷地権の割合 となる場合に限 る。)を除く。)
- は、次に掲げる情報 (1) 敷地権の目 的である土地が区分 所有法第五条第一項 の規定により建物の 敷地となった土地で あるときは、同項の 規約を設定したこと を証する情報
- (2) 敷地権が区 分所有法第二十二条 第二項ただし書の規 約で定められている 割合によるものであ るときは、当該規約 を設定したことを証 する情報
- (3) 敷地権の目 的である土地が他の 登記所の管轄区域内 にあるときは、当該 土地の登記事項証明

ニ 存続登記がある建物 の所有権の登記名義人が 次に掲げる者と同一の者 であるときは、これらの 者が同一の者でないもの とみなした場合における 持分(二以上の存続登記 がある場合において、当 該二以上の存続登記の登 記の目的、申請の受付の 年月日及び受付番号、登 記原因及びその日付並び に登記名義人がいずれも 同一であるときの当該二 以上の存続登記の目的で ある所有権の登記名義人 に係る持分を除く。)

ト 合体後の建物の 持分について存続登 記と同一の登記をす るときは、当該存続 登記に係る権利の登 記名義人が当該登記 を承諾したことを証 する当該登記名義人 が作成した情報又は 当該登記名義人に対 抗することができる 裁判があったことを 証する情報

(1) 合体前の表題登 記がない他の建物の所有 者

チ トの存続登記に 係る権利が抵当証券 の発行されている抵 当権であるときは、 当該抵当証券の所持 人若しくは裏書人が 当該存続登記と同一 の登記を承諾したこ とを証するこれらの 者が作成した情報又 はこれらの者に対抗 することができる裁 判があったことを証 する情報及び当該抵 当証券

(2) 合体前の表題登 記がある他の建物(所有 権の登記がある建物を除 く。) の表題部所有者

リ 法第四十九条第 一項後段の規定によ り併せて申請をする 所有権の登記がある ときは、登記名義人 となる者の住所を証 する市町村長、登記 官その他の公務員が 職務上作成した情報 (公務員が職務上作 成した情報がない場 合にあっては、これ に代わるべき情報)

中四 法第五十一条第 一項から第四項 までの規定による建物の表題記 の変更の規定による建物の表題記 (法第五十定による建物の多整記 (上五の項の登記で、人工のの登記で、人工の項の登記で、人工の項の登記で、人工の項の登記で、人工の項の登記を除く。)  □ 当該変更の登記では、変更の登記では、変更的となる土地の表記が動地権に関するものであるとには、変更前とはは、変更前とはは、変更前とはは、変更前とおける次に掲げる事中における次に掲げる事中における次に掲げる事中における次に掲げる事中における次に掲げる事中における方にといる。  □ 当該変更の登記では、変更の登記では、変更を図面であるとでは、変更を図面である。)  □ 当該変更の登記では、変更を図面で、大変で、地質に掲げる事項(1)変更後図面で、大変で、地の所在を変する。)  □ は、変更の登記では、対象地権の目的となる土地の地番、国及び地積(2) 敷地権の種類及で、対象地権の種類及で、対象が対象とで、対象が対象とので、対象を図面で、対象を図面で、対象を図面で、対象が対象を表したを記述が対象を表した。  □ (1) 変更を図面で、対象を図面で、対象を図面で、対象を記述が対象を表したを記述が対象を表した。  □ (3) 敷地権の登記原因及びその日付	1		(3) 合体前の所有権	]
大字   大字   大字   大字   大字   大字   大字   大字				
大田   法第五十一条第				
ロ 当該変更の登記又は 更正の登記が敷地権に関するものであるときは、変更前又は更正前における次に掲げる事項 (1) 敷地権の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番、地目及び地積 (2) 敷地権の種類及び割合  (2) 財地権の種類及び割合  (2) 床面積が加するとをは、変更後の運び各階平面図  (2) 床面積が加ず増加した部所を対した部所を対した部所を対した部所を対した部所を対した部所を対した。の目付  (3) 敷地権の登記原因及びその目付  (3) 敷地権の登記原因及びその目付	十四	一項から第四の 第一項の規定を 事でを 事でを 事の変更の を 事ののの は 法の のの は 法の のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの	イ 変更後又は更正後の	村、字及び土地の地 番を変更し、又は更 正するときは、変更 後又は更正後の建物
(2) 敷地権の種類及 び割合 (2) 床面積が加するときは、尿積が増加した部分でいて表題の登記ができる。 一次 では所有権の登記ができる。 ことを証する情でなる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき		記を除く。)	更正の登記が敷地権に関するものであるときは、変更前又は更正前における次に掲げる事項 (1) 敷地権の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番、地	し、又は更正すると きは、次に掲げる事 項 (1) 変更後又は 更正後の建物図面及
因及びその日付 したときは、変更の建物図面及び名 平面図並びに附属物について表題部 有者又は所有権の 記名義人が所有格 有することを証す 情報			(2) 敷地権の種類及び割合	(2) 床面積が増加するときは、床面積が増加した部分について表題部所有者又は所有権の登記名義人が所有権を有することを証する情報
用部分である旨の 記がある建物につ て申請をするとき			· / / /	

十五	敷地権の が が が ははす の が ははす のの が のの が はます のの のの は はます のの のの は若 のの を のの のの のの のの のの のの のの は若 のの のの は若 のの を のの を のの を のの のの のの のの の	イ 敷地権の目的となる 土地の所在する市、区、 郡、町、村及び字並びに 当該土地の地番、地目及 び地積	イ 区分所有法第五 条第一項の規約を設定したことにたとき 地権が生じたとき は、当該規約を設定 したことを証する情報
		ロ 敷地権の種類及び割合	ロ のと有 のと有 のと有 のと有 のと有 のと のと の を の の と の の と の の の と の の の の の の の の の の の の の
		ハ 敷地権の登記原因及びその日付	八十書段そ区専部権すと当報ニでか約由っ由ホに報 二のののの分有分とると該

			(1) 敷地権が 新二書で 第二書で 第二書で が高いで が高いで が高いで が高いで が高いで がある。 を定に を定に を定に を定に を定じ をでいる ののと をでいる ののと でいる ののと でいる ののと ののと ののと ののと ののと ののと ののと のの
十六	建物の分割の登記、建物の分割の区分の登記、登記の登場の登場の登記の登記の登記の登記の登記の登記の登記の登記の登記の登記の登記の登記の登記の	イ合第く口く該は大きでである。 といいを項前といいはのという合物後に割併後が地る をのに、のとするではののでをである。 が後条に割併後が地るがあるのでではである。 は分合物ではよいはののではであるではのではである。 がは、のとはがいるではである。 がは、のとはがいるではである。 がは、のとはがいるではである。 がは、のとはではである。 がは、のとはではである。 がは、のとはのではである。 がは、のとはでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	イ分物図ロ旨用記て又記は者ハ記お物存掲物でを(除(的所の敷あ規を ・ 後図 の部が建はを、を をいにすげで建申1く1で有規地る約証 ・ 当又面 共登分あ物建申当証建申てつるるあ物請)。)あ法定ととをす ・ おは及 用記でるの物請該す物請、いと情るのす及) る第になき設る 分合び 部又あ建分のす建るのす区でき報建区るび 敷土五よっは定情 割併各 分はる物割区る物情区る分敷は(物分と( 地地条りた、し報 と後と で団旨にの分との報分場後地、区にのき3 権が第建土同た の平 あ地のつ登のき所 の合の権次分つ登は) の区一物地項こ 区建面 る共登い記登 有 登に建がに建い記、を 目分項のでのと

		(3) 敷地権の登記原因及びその日付	(2) 敷地権が区 労第二書の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学
十七	共用部分である 旨の登記又は団 地共用部分である旨の登記がある建物の滅失の 登記		当該建物の所有者を証する情報
十八	共用部分である旨の登記	当該共用部分である建物 が当該建物の属する一棟 の建物以外の一棟の建物 に属する建物の区分所有 者の共用に供されるもの であるときは、当該区分 所有者が所有する建物の 家屋番号	イ 共用部分である 旨を定めた規約を設 定したことを証する 情報
			ロ利るに権(登でてさ当人むる作該す判すのが権係人す登い発は所含証人は対るを権助利るに権に券と券人諾名報人でこめ情報が多いでは、登記和性に券と券人諾名報人でこりがものをを表している。当成登るがある。 る記 行、持 すが当抗裁証を は ない ない で いっと は が きのをを を し に と り で こ か き い が き の を で こ か に と り で こ か き い が き の を を を 表 又 に き と か が き の を を 表 又 に き と か に か き の を を 表 又 に き と か が き の を を 表 又 に き と か が き の を を 表 又 に き と か が き の を を 表 又 に き と か が き の を を 表 又 に き と か が き の を を 表 又 に き と か が き の を を 表 又 に き と か が き の を を 表 又 に き と か が き の を を 表 又 に き と か が き の を を 表 又 に き と か が き の を か が き の を か が き か と か が き か と か が き か と か が き か と か が き の と か が き の と か が き の と か が き か と か が き か と か が き か と か と か と か と か と か と か と か と か と か

			の第3 の第3 の第3 ではまれる をの第3 ではまれる をのが第るし ではまれる をのが第るし では をのが第るし では では をのが のに がに がに のに がに がに のに がに がに がに がに がた に を のに がれる のに がれる のに がれる のに がれる の に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に に 。 に に に に に に に に に に に に に
十九	団地共用部分である旨の登記	イ すがと は ままり は ままり は ままり は ままり ままり ままり ままり ままり	イあをす ロ利るに権(登でてさ当人むる作該す判す 団旨定情 財きすの該がる抵て抵は)該し記こあ情 地をし報 権る、登記利当合証る証書承記情義がた 外記該に義関のおがきのをを義又にきと 外記該に義関のおがきのをを義又にきと のが権係人す登い発は所含証人は対るを で約証

		(1) 当該建物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番 (2) 当該一棟の建物の構造及び床面積又はその名称	のとにとの第報対るを二る抵てとまりの別のでは、
二十	法第五十八条第 五項に規定する 変更の登記又は 更正の登記	変更後又は更正後の登記 事項	券 イ 変更又は錯誤若 しくは遺漏があった ことを証する情報 ロ 当該建物の所有 者を証する情報
二十一	建物の表題登記 (法第五十八条 第六項又は第七 項の規定により 申請するものに 限る。)	建物又は附属建物について敷地権が存するときは、次に掲げる事項	イ 共用部分である 旨又は団地共用部分 である旨を定めた規 約を廃止したことを 証する情報
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	イ 敷地権の目的となる 土地の所在する市、区、 郡、町、村及び字並びに 当該土地の地番、地目及 び地積	ロ 表題部所有者となる者が所有権を有することを証する情報
		ロ 敷地権の種類及び割合	ハ 表題部所有者と なる者の住所を証す る市町村長、登記電 る市町村長、登記職 その他の公務員が職 務上作成した情報 (公務員が職務上作 成した情報がない場 合にあってき情報)

ハ 敷地権の登記原因及	ニ 建物又は附属建
びその日付	物が区分建物である
	場合において、当該
	区分建物が属する一
	棟の建物の敷地につ
	いて登記された所有
	権、地上権又は賃借
	権の登記名義人が当
	該区分建物の所有者
	であり、かつ、区分 所有法第二十二条第
	所有伝第二 I 二条第 一項ただし書の規約
	における別段の定め
	があることその他の
	事由により当該所有
	権、地上権又は賃借
	権が当該区分建物の
	敷地権とならないと
	きは、当該事由を証
	する情報
	ホ 建物又は附属建
	物について敷地権が
	存するときは、次に
	掲げる情報
	(1) 敷地権の目
	的である土地が区分
	所有法第五条第一項
	の規定により建物の
	敷地となった土地で あるときは、同項の
	規約を設定したこと
	を証する情報
	(2) 敷地権が区
	分所有法第二十二条
	第二項ただし書の規
	約で定められている
	割合によるものであ
	るときは、当該規約
	を設定したことを証
	する情報
	(3) 敷地権の目
	的である土地が他の
	登記所の管轄区域内
	にあるときは、当該
	土地の登記事項証明
	書

権利に関する			
登記に共通す			
る事項			
二十二	法第六十三条第		相続又は法人の合併
	二項に規定する		を証する市町村長、
	相続又は法人の		登記官その他の公務
	合併による権利		員が職務上作成した
	の移転の登記		情報(公務員が職務
			上作成した情報がな
			い場合にあっては、
			これに代わるべき情
			報)及びその他の登
			記原因を証する情報
二十三	登記名義人の氏	変更後又は更正後の登記	当該登記名義人の氏
	名若しくは名称	名義人の氏名若しくは名	名若しくは名称又は
	又は住所につい	称又は住所	住所について変更又
	ての変更の登記		は錯誤若しくは遺漏
	又は更正の登記		があったことを証す
			る市町村長、登記官
			その他の公務員が職
			務上作成した情報
			(公務員が職務上作
			成した情報がない場
			合にあっては、これ
→ 1 m	+広 ソハニエ 37 36 Vご	本更効力は更了効の序数	に代わるべき情報)
二十四	抵当証券が発行	変更後又は更正後の債務	当該債務者の氏名若
	されている場合	者の氏名若しくは名称又	しくは名称又は住所
	における債務者	は住所	について変更又は錯
	の氏名若しくは名称又は住所に		誤若しくは遺漏があったことを証する市
	ついての変更の		町村長、登記官その
	登記又は更正の		他の公務員が職務上
	登記(法第六十		作成した情報(公務)
	四条第二項の規		員が職務上作成した
	定により債務者		情報がない場合にあ
	が単独で申請す		っては、これに代わ
	るものに限		るべき情報)
	る。)		114 1847
二十五	権利の変更の登	変更後又は更正後の登記	イ 登記原因を証す
	記又は更正の登	事項	る情報
	記(二十四の項		
	及び三十六の項		
	の登記を除		
	く。)		
	•	1	·

1	1	•	ı
			ロ 付記登記によっ
			てする権利の変更の
			登記又は更正の登記
			を申請する場合にお
			いて、登記上の利害
			関係を有する第三者
			(権利の変更の登記
			又は更正の登記につ
			き利害関係を有する
			抵当証券の所持人又
			は裏書人を含む。)
			があるときは、当該
			第三者の承諾を証す
			る当該第三者が作成
			した情報又は当該第
			三者に対抗すること
			ができる裁判があっ
			たことを証する情報
			ハロの第三者が抵
			当証券の所持人又は
			裏書人であるとき
			は、当該抵当証券
			ニ 抵当証券が発行
			されている抵当権の
			変更の登記又は更正
			の登記を申請すると
			きは、当該抵当証券
			さは、 コ欧仏コ証券

二十六	権利は関する子とは、一世の項の登記をは、一世の項の登記をは、一世の項の登記をは、一世の項の登し、一世の項のでは、一世のは、一世のでは、一世のは、一世のでは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世の	大規者とはなるそれの利る又す官職 法にというでの利る又す官職 大型には独、の村のの人と、の村のの人と、の人と、の人と、の人と、の人と、の人と、の人と、の人と、の人と、の人と
		に規定する除権決定 があったことを証す
		る情報

- ハ 法第七十条第三 項前段の規定により 登記権利者が単独で 先取特権、質権又は 抵当権に関する登記 の抹消を申請すると きは、次に掲げる情報
- (1) 債権証書並びに被担保債権及び最後の二年分の他の定期金(債務不履行により生じた損害を含む。)の完全な弁済があったことを証する情報
- (1) 被担保債権の弁済期を証する情報
- (2) (1)の弁 済期から二十年を経 過した後に当該被担 保債権、その利息及 び債務不履行によ額 生じた損害の全額が 生じた損害の全額が 相当するとを証する 情報
- (3) 登記義務者 の所在が知れないことを証する情報 ホーイからニまでに 規定する申請以外の 場合にあっては、登 記原因を証する情報

			へ 登記上の利害関
			係を有する第三者
			(当該登記の抹消に
			つき利害関係を有す
			る抵当証券の所持人
			又は裏書人を含
			む。)があるとき
			は、当該第三者の承
			諾を証する当該第三
			者が作成した情報又
			は当該第三者に対抗
			することができる裁
			判があったことを証
			する情報
			ト への第三者が抵し
			当証券の所持人又は
			裏書人であるとき
			は、当該抵当証券
			チ 抵当証券が発行
			されている抵当権の
			登記の抹消を申請す
			るときは、当該抵当
			証券
			リ 抵当証券交付の
			登記の抹消を申請す
			るときは、当該抵当
			証券又は非訟事件手
			続法第百六十条第一
			項の規定により当該
			抵当証券を無効とす
			る旨を宣言する除権
			決定があったことを
			証する情報
二十七	抹消された登記	回復する登記の登記事項	イ 登記原因を証す
	の回復		る情報
1	1	I	

「	※ 記		ロ係(つる又むは諾者はす判すハ当裏はの第の係のをあ三当た者でこ 一番人と 一番
所有権に関する	·		)
二十八	所有権の保存の	イ 申請人が法第七十四	イ表題部所有者の
	登記(法第七十   四条第一項各号	条第一項各号に掲げる者	相続人その他の一般     承継人が申請すると
	四条第一項合方   に掲げる者が申	0)V19 4L C & S / 13°	
			きは、相続その他の
	請するものに限		一般承継による承継
	る。)		を証する情報(市町
			村長、登記官その他
			の公務員が職務上作
			成した情報(公務員
			が職務上作成した情
			報がない場合にあっ
			ては、これに代わる
			べき情報)を含むも
		→ 汁燃し!Ⅲ々燃 ·苹	のに限る。)
		ロー法第七十四条第一項	ロー法第七十四条第一
		第二号又は第三号に掲げてきがまります。	一項第二号に掲げる
		る者が表題登記がない建   物について申請する場合	者が申請するとき
		物について甲請する場合   において、当該表題登記	は、所有権を有する     ことが確定判決(確
		にわいし、ヨ談衣超登記	ことが確定刊伏(確     定判決と同一の効力
		かない建物が敷地権のの   る区分建物であるとき	た刊伏と同一の効力     を有するものを含
		- / / / - /	,
		は、次に掲げる事項	む。)によって確認したれたことないまする
			されたことを証する
			情報

(1)敷地権の目的と ハ 法第七十四条第 なる土地の所在する市、 一項第三号に掲げる 区、郡、町、村及び字並 者が申請するとき びに当該土地の地番、地 は、収用によって所 目及び地積 有権を取得したこと を証する情報(収用 の裁決が効力を失っ ていないことを証す る情報を含むものに 限る。) (2)敷地権の種類及 ニ 登記名義人とな る者の住所を証する び割合 市町村長、登記官そ の他の公務員が職務 上作成した情報(公 務員が職務上作成し た情報がない場合に あっては、これに代 わるべき情報) ホ 法第七十四条第 一項第二号又は第三 号に掲げる者が表題 登記がない土地につ いて申請するとき は、当該土地につい ての土地所在図及び 地積測量図 へ 法第七十四条第 一項第二号又は第三 号に掲げる者が表題 登記がない建物につ いて申請するとき

は、当該建物についての建物図面及び各

階平面図

ト へに規定する場 合(当該表題登記が ない建物が区分建物 である場合に限 る。) において、当 該区分建物が属する 一棟の建物の敷地に ついて登記された所 有権、地上権又は賃 借権の登記名義人が 当該区分建物の所有 者であり、かつ、区 分所有法第二十二条 第一項ただし書の規 約における別段の定 めがあることその他 の事由により当該所 有権、地上権又は賃 借権が当該区分建物 の敷地権とならない ときは、当該事由を 証する情報 チ へに規定する場 合において、当該表 題登記がない建物が 敷地権のある区分建 物であるときは、次 に掲げる情報 (1) 敷地権の目 的である土地が区分 所有法第五条第一項 の規定により建物の 敷地となった土地で あるときは、同項の 規約を設定したこと を証する情報 (2) 敷地権が区 分所有法第二十二条 第二項ただし書の規 約で定められている 割合によるものであ るときは、当該規約 を設定したことを証 する情報

二十九	所有権の保存の 保存七期 の保第の 保第の 会第の 会第の を を は を は る の は る は る り る り る り る し し る し し る し る し る し る し	法第七十四条第二項の規 定により登記を申請する 旨	(3) 敷地権のの内部 という を と 題 区 取るのと を を を を を を を を を を を を を を を を で のの と で と で と で と で と で と で と で と で と
			と証権諸名報なるそ務公しに代表を主すのを義のなる市の上務にあるを地承記情とす官職(成合にがないのでではる登証が登の村の成が報ででではる登証が登に表を登員情といこではるがででででででででででででででででででででででででででででででででででで
三十	所有権の移転の 登記		イ 登記原因を証する情報 口 登記名義人となる者の住所を記官を記官を記官を記官を記官を記官を記官を記官を記官を記した。 の他の公務員が職務上作成した。 大作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報)

<b>→</b> 1	士 田子 マッキュ ハッ・ル・・・		ノージラほロチュート
三十一	表題登記がない		イ登記原因を証す
	土地についてす		る情報
	る所有権の処分		
	の制限の登記		
			ロ 当該土地につい
			ての土地所在図及び
			地積測量図
三十二	表題登記がない	当該表題登記がない建物	イ 登記原因を証す
	建物についてす	が敷地権のある区分建物	る情報
	る所有権の処分	であるときは、次に掲げ	
	の制限の登記	る事項	
		イ 敷地権の目的となる	ロ 当該表題登記が
		土地の所在する市、区、	ない建物についての
		郡、町、村及び字並びに	建物図面及び各階平
		当該土地の地番、地目及	面図
		び地積	
		ロ 敷地権の種類及び割	ハ 当該表題登記が
		合	ない建物が区分建物
		П	である場合におい
			て、当該区分建物が
			属する一棟の建物の
			敷地について登記さ
			れた所有権、地上権
			又は賃借権の登記名
			義人が当該区分建物
			の所有者であり、か
			つ、区分所有法第二
			十二条第一項ただし
			書の規約における別
			段の定めがあること
			その他の事由により
			当該所有権、地上権
			又は賃借権が当該区
			分建物の敷地権とな
			らないときは、当該
			事由を証する情報
		ハ 敷地権の登記原因及	ニ 当該表題登記が
		びその日付	ない建物が敷地権の
			ある区分建物である
			ときは、次に掲げる
ļ			情報

			(1) の所の敷あ規を(分第約割るをす(的登に土書) あ法定ととをす)有項定にき定情) あ所るの数土五よっは定情敷第だらる、た 敷土管き記地地条りた、し報地二しれも当こ 地地轄は事権が第建土同た 権十書ての該と 権が区、項目分項のでのと 区条規るあ約証 目の内該明目分項のでのと 区条規るあ約証 目の内該明
用益権に関す る登記			
三十三	地上権の設定の登記	法第七十八条各号に掲げる登記事項	イ 借地借ま (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)

			二第地の同書を執決提 定以 するの 証 行の供く ハす外はる は 借権、証因で判が除 規定で記を 日本 のの登報をのと び権に原と のの登報を のと が権に原し定本を に設っを でんしょ でんしょ しょ に しょ な に しょ な に しょ な に と な に と な に と な に と な に と な に と な と が は る と が は し に と な と が は る と が は し に と な と が は る と が は る と が は る と が は る と が は る と が は る と が は る と が は る と が は る の に な ら い は な と か は る の に な か は る の に な か は る の に な か は る の に か は る の に か は る の に か は る の に か は な か は る の に か は な か は る の に か は な か は る の に か は な か は る の に か は な か は る の に か は な か は る の に か は な か は る の に か は な か は る の に か は な な な な な な な な な な な な な な な な な な
三十四	永小作権の設定 の登記	法第七十九条各号に掲げ る登記事項	登記原因を証する情 報
三十五	承役地についてする地役権の設定の登記	法第八十条第一項各号に 掲げる登記事項(同項第 一号に掲げる登記事項に あっては、当該要役地の 所在する市、区、郡、 町、村及び字並びに当該 要役地の地番、地目及び 地積)	型イプを証する情報 型記原因を証する情報 ロ 大型をでをでする。 ロ 大型をでをでする。 ロ 大型をでする。 の でをでする。 の でをでする。 の でをでする。 の でをでする。 の でをでする。 の でをでする。 の でをでする。 の できる。 の でを。 の で
三十六	地役権の変更の 登記又は更正の 登記	変更後又は更正後の法第 八十条第一項各号に掲げ る登記事項(同項第一号 に掲げる登記事項にあっ ては、当該要役地の所在 する市、区、郡、町、村 及び字並びに当該要役地 の地番、地目及び地積)	イ 登記原因を証す る情報

		_
		ロ 地役権設定の範
		囲の変更の登記又は
		更正の登記の申請を
		する場合において、
		変更後又は更正後の
		地役権設定の範囲が
		承役地の一部である
		ときは、地役権図面
		ハ 要役地が他の登
		> \
		記所の管轄区域内に
		あるときは、当該要
		役地の登記事項証明
		書
		ニ 付記登記によっ
		てする地役権の変更
		の登記又は更正の登
		記を申請する場合に
		おいて、登記上の利
		害関係を有する第三
		者(地役権の変更の
		登記又は更正の登記
		につき利害関係を有
		する抵当証券の所持
		人又は裏書人を含
		む。) があるとき
		は、当該第三者の承
		諾を証する当該第三
		者が作成した情報又
		は当該第三者に対抗
		することができる裁し
		判があったことを証
		する情報
		ホーニの第三者が抵し
		当証券の所持人又は
		裏書人であるとき
		は、当該抵当証券
三十七	地役権の登記の	イ 登記原因を証す
	地位権の登記の   抹消	1 登記原囚を証9 る情報
	1/小1月	
		記所の管轄区域内に
		あるときは、当該要
		役地の登記事項証明
		書

条第三項の公正証書 の謄本(登記原因を 証する情報として執 行力のある確定判決 の判決書の正本が提		三十八	賃借権の設定の登記	法第八十一条各号に掲げる登記事項	の謄本(登記原因を 証する情報として執 行力のある確定判決
---	--	-----	-----------	------------------	-------------------------------------

1	I	I	ハ 借地借家法第三
			十八条第一項前段の
			アススカー 項前段の   定めがある賃借権の
			設定にあっては、同
			取足にあるでは、同 項前段の書面(登記
			原因を証する情報と
			して執行力のある確
			定判決の判決書の正
			本が提供されたとき
			を除く。)
			二 借地借家法第三
			十九条第一項の規定
			による定めのある賃
			借権の設定にあって
			は、同条第二項の書
			面及びその他の登記
			原因を証する情報
			(登記原因を証する
			情報として執行力の
			ある確定判決の判決
			書の正本が提供され
			たときを除く。)
			ホー高齢者の居住の
			安定確保に関する法
			律(平成十三年法律
			第二十六号)第五十
			六条の定めがある賃
			借権の設定にあって
			は、同条の書面(登
			記原因を証する情報
			として執行力のある
			確定判決の判決書の
			正本が提供されたと
			きを除く。)
			へ イからホまでに
			規定する賃借権の設
			定以外の場合にあっ
			ては、登記原因を証
			する情報
三十九	賃借物の転貸の	法第八十一条各号に掲げ	イ 登記原因を証す
	登記	る登記事項	る情報

			ロ 賃貸人が賃借物 の転貸を承諾したこ
			とを証する当該賃貸
			人が作成した情報又
			は借地借家法第十九
			条第一項前段に規定
			する承諾に代わる許している。
			可があったことを証したる様型(任件物の
			する情報(賃借物の
			転貸を許す旨の定め
			の登記があるときを
	for III I for a first line		除く。)
四十	賃借権の移転の		イ登記原因を証す
	登記		る情報
			ロ賃貸人が賃借権
			の譲渡を承諾したこ
			とを証する当該賃貸
			人が作成した情報又
			は借地借家法第十九
			条第一項前段若しく
			は第二十条第一項前
			段に規定する承諾に
			代わる許可があった
			ことを証する情報
			(賃借権の譲渡を許
			す旨の定めの登記が
			あるときを除く。)
四十一	採石権の設定の	法第八十二条各号に掲げ	登記原因を証する情
	登記	る登記事項	報
担保権等に関す	 る登記		
四十二	先取特権の保存		登記原因を証する情
	の登記(四十三		報
	の項及び四十四		
	の項の登記を除		
1	⟨ 。 )	I	1

		中産す記の二権権るるをの録省(は市字(は市及該(というでは、できるを担以利のと次受登が令1、、並2、、び建2の目存の一関先し不的の、げ登係場め土土郡当建建郡の家順の目存の一関先申記(当担、)っ在村のってするを登項に同は項あ所、地との町合のであるを登項に同は項あ所、地との町番番事での一関先申記(当担、)っ在村のってす、にの町先のである。 でする地地、該物物、地屋中のにるを登権はる特す係請前目務 るび番 る字当動と登権はる特す係請前目務	
四十三	建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記	イ 各 に 第三 に	イ 登記原因を証する情報 ロ 新築する建物の設計書(図面を含む。)の内容を証する情報

四十四	所有権の登記が ある建物を新築する	二建所区土なはるこ町番びホ属と属物へのはイ各に地る、一と、)床 建き建の 種計法(所を市及物では、る字建った、(物属物市及種 る分談すびホ造とと、(物属物市及種 る分談すびホ造と十号に建める、地属に、る字に する当属及ら構に八三登をとく、(物属物市区土、 物物物一面でび旨条除った。一次ででは、一次ででは、一次ででは、一次でででは、一次でででは、一次でででは、一次でででは、一次ででは、一次ででは、一次ででは、一次ででは、一次ででは、一次ででは、一次ででは、一次ででは、一次ででは、一次ででは、一次ででは、一次では、一次	イ 登記原因を証する情報
	場合における不動産工事の保存の登特権の保存の登記	第一年 の、びと する、地 の が、一面 種設 の、びと する、地 の が、一面 種設 を はる に の の、びと する と が はる に の が で と が で と が で と が で と が で と が で と が で と が で と が で と が で と が で と が で と が で と が で と が で と が で と が で と が で と が で と が で か で な で な で な で な で な で な で な で な で な	ロ 新築する附属建 物の設計書(図面を 含む。)の内容を証 する情報

四十五	債権の一部につ	当該譲渡又は代位弁済の	登記原因を証する情
	いて譲渡又は代	目的である債権の額	報
	位弁済がされた		
	場合における先		
	取特権の移転の		
	登記		
四十六	質権(根質権を	イ 法第八十三条第一項	登記原因を証する情
	除く。以下この	各号に掲げる登記事項	報
	項において同	(同項第四号に掲げる登	
	じ。)の設定又	記事項であって、他の登	
	は転質の登記	記所の管轄区域内にある	
		不動産に関するものがあ	
		るときは、当該不動産に	
		ついての第三条第七号及	
		び第八号に掲げる事項を	
		含む。)	
		口 法第九十五条第一項	
		各号に掲げる登記事項	
		ハ 一又は二以上の不動	
		産に関する権利を目的と	
		する質権の設定又は転質	
		の登記をした後、同一の	
		債権の担保として他の一	
		又は二以上の不動産に関	
		する権利を目的とする質	
		権の設定又は転質の登記	
		を申請するときは、前の	
		登記に係る次に掲げる事	
		項(申請を受ける登記所	
		に当該前の登記に係る共	
		同担保目録がある場合に	
		は、法務省令で定める事	
		(項)	
		(1) 土地にあって	
		は、当該土地の所在する	
		市、区、郡、町、村及び	
		字並びに当該土地の地番	
		(2) 建物にあって	
		は、当該建物の所在する	
		市、区、郡、町、村、字	
		及び土地の地番並びに当	
		該建物の家屋番号	
		(3) 順位事項	
四十七	根質権の設定の	イニ法第八十三条第一項	イ登記原因を証す
	登記	各号(第一号を除く。)	る情報
		に掲げる登記事項	

口 法第九十五条第一項 ロ 一の不動産に関 各号に掲げる登記事項 する権利を目的とす る根質権の設定の登 記又は二以上の不動 産に関する権利を目 的とする根質権の設 定の登記(民法第三 百六十一条において 準用する同法第三百 九十八条の十六の登 記をしたものに限 る。)をした後、同 一の債権の担保とし て他の一又は二以上 の不動産に関する権 利を目的とする根質 権の設定の登記及び 同条の登記を申請す る場合において、前 の登記に他の登記所 の管轄区域内にある 不動産に関するもの があるときは、当該 前の登記に関する登 記事項証明書 ハ 法第九十五条第二項 において準用する法第八 十八条第二項各号に掲げ る登記事項 二 民法第三百六十一条 において準用する同法第 三百九十八条の十六の登

記にあっては、同条の登

記である旨

		ホ 一の不動産に関する	
		権利を目的とする根質権	
		の設定の登記又は二以上	
		の不動産に関する権利を	
		目的とする根質権の設定	
		の登記(民法第三百六十	
		一条において準用する同	
		法第三百九十八条の十六	
		の登記をしたものに限	
		る。)をした後、同一の	
		債権の担保として他の一	
		又は二以上の不動産に関	
		する権利を目的とする根	
		質権の設定の登記及び同	
		条の登記を申請するとき	
		は、前の登記に係る次に	
		掲げる事項	
		(1) 土地にあって	
		は、当該土地の所在する	
		市、区、郡、町、村及び	
		字並びに当該土地の地番	
		(2) 建物にあって	
		は、当該建物の所在する	
		市、区、郡、町、村、字	
		及び土地の地番並びに当	
		該建物の家屋番号	
		(3) 順位事項	
		(4) 申請を受ける登	
		記所に共同担保目録があ	
		るときは、法務省令で定	
		める事項	
四十八	債権の一部につ	当該譲渡又は代位弁済の	登記原因を証する情
	いて譲渡又は代	目的である債権の額	報 報
	位弁済がされた	H HJ C はJ O IR TE Y TIR	TIA
	場合における質		
	権又は転質の移		
	転の登記		
	するくりまし		

四十九	民一用百項質のし譲はの発生を対して、渡放登のでは、するでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	イ各記号では、内も不第る 明登一登掲、内も不第る 項ででは、に第ででは、の時にはの場合にで、同事所動という。 一ののあが産り、五登記では、第にはの号にはの号にはの号にはの号にはの号にはの号にはの号にはの号にはの号にはの号	イる ロする記産的定百準九記る一ての利権同るのの不が前 登報 一権質は関す登十す八し)債の動目処の合記轄産る登 の利権二する記一る条たを権一産的分登にに区にと記 の利権二する記一る条たを権一産的分登にに区にと記 がありる根(条同のもしの又にとの記お他域関きに をの定の利権法お第六に後保二する記申て登にる、す をの定の不をの第い三の限、と以る根及請、記あも当る は関す登動目設三て百登 同し上権質びす前所るの該登

記事項証明書

ハ 一又は二以上の不動 産に関する権利を目的と する質権(根質権を除 く。)の設定の登記をし た後、同一の債権の担保 として他の一又は二以上 の不動産に関する権利を 目的とする質権(根質権 を除く。) の処分の登記 を申請するときは、前の 登記に係る次に掲げる事 項(申請を受ける登記所 に当該前の登記に係る共 同担保目録がある場合に は、法務省令で定める事 項)

- (1) 土地にあって は、当該土地の所在する 市、区、郡、町、村及び 字並びに当該土地の地番 (2) 建物にあって は、当該建物の所在する 市、区、郡、町、村、字 及び土地の地番並びに当 該建物の家屋番号
- (3) 順位事項 ニ 根質権の処分の登記 にあっては、法第九十年 条第二項において準用 る法第八十八条第二項 を法第げる登記事項 未 民法第三百六十一 におい十八条第 三百九十八条の登記 記である旨

		へ 一の不動産に関する	
		権利を目的とする根質権	
		の設定の登記又は二以上	
		の不動産に関する権利を	
		目的とする根質権の設定	
		の登記(民法第三百六十	
		一条において準用する同	
		法第三百九十八条の十六	
		の登記をしたものに限	
		る。)をした後、同一の	
		債権の担保として他の一	
		又は二以上の不動産に関	
		する権利を目的とする根	
		質権の処分の登記及び同	
		条の登記を申請するとき	
		は、前の登記に係る次に	
		掲げる事項	
		(1) 土地にあって	
		は、当該土地の所在する	
		市、区、郡、町、村及び	
		字並びに当該土地の地番	
		(2) 建物にあって	
		は、当該建物の所在する	
		市、区、郡、町、村、字	
		及び土地の地番並びに当	
		該建物の家屋番号	
		(3) 順位事項	
		(4) 申請を受ける登	
		記所に共同担保目録があ	
		るときは、法務省令で定	
		める事項	
五十	民法第三百六十	イ 先順位の質権者が弁	登記原因を証する情
	一条において準	済を受けた不動産に関す	報
	用する同法第三	る権利、当該不動産の代	
	百九十三条の規	価及び当該弁済を受けた	
	定による代位の	額	
	登記		

I	1	NL foto II I → for foto →	 
		口法第八十三条第一項	
		各号(根質権の登記にあ	
		っては、同項第一号を除	
		く。)に掲げる登記事項	
		(同項第四号に掲げる登	
		記事項であって、他の登	
		記所の管轄区域内にある	
		不動産に関するものがあ	
		るときは、当該不動産に	
		ついての第三条第七号及	
		び第八号に掲げる事項を	
		含む。)	
		ハ 法第九十五条第一項	
		各号に掲げる登記事項	
		ニ 根質権の登記にあっ	
		ては、法第九十五条第二	
		項において準用する法第	
		八十八条第二項各号に掲	
		げる登記事項	
五十一	民法第三百六十	イ 根質権の設定の登記	登記原因を証する情
	一条において準	に係る申請の受付の年月	報
	用する同法第三	日及び受付番号並びに登	
	百九十八条の十	記原因及びその日付	
	二第二項の規定		
	により根質権を		
	分割して譲り渡		
	す場合の登記		
		ロ 分割前の根質権の債	
		務者の氏名又は名称及び	
		住所並びに担保すべき債	
		権の範囲	
		ハ 分割後の各根質権の	
		極度額	
		ニ 分割前の根質権につ	
		いて民法第三百六十一条	
		において準用する同法第	
		三百七十条ただし書の別	
		段の定め又は担保すべき	
		元本の確定すべき期日の	
		定めが登記されていると	
		きは、その定め	
		ホー分割前の根質権に関	
		する共同担保目録がある	
		ときは、法務省令で定め	
		る事項	

五十二	民法第三百六十 一条において準 用する同法第三 百九十八条の十 九第二項の規定	民法第三百六十一条 において準用する同 法第三百九十八条の 十九第二項の規定に よる請求をしたこと
	により根質権の 担保すべき元本 が確定した場合 の登記(法第九 十五条第二項に おいて準用する	を証する情報
	法第九十三条の 規定により登記 名義人が単独で 申請するものに 限る。)	
五十三	大で第の三りす定記五い第進十よがるるのでは、   一用百十の質きた(第進十よがるのでは、   一段の本合第項す条登独の   一段の本合第項す条登独の   に担がの九にるの記でに   はの、   のに、   のに、	民十第(に合に徴年号条含含を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

五十四	民一用百十の質きた(第準十よがる第にる十一定の本合第項す条登独の百い法条第よ保確登十お法規名申取方で第の四りす定記五い第定義請の四りす定記五い第定義請して第の四りすに記五い第定義請して第の四ののののののののののののののののののののののののののののののののののの		債務者又は根質権設 定者について破産手 続開始の決定があっ たことを証する情報
五十五	る。) 抵当権 を除く。以 におい にの の 登記	不各(記記不るつび含ロ各ハ産すを担以利設きにけ記あで(は市字等間事所動とい第む 号 にるし保上を定は掲るにる定1、、並系書が他にの動と記り、第掲叉す当後し不的登前る記る合る 該、にの項の産きて八。法に一関抵たとの目の、げ登係場め)当区び第3個で管にはの号)第掲叉す当後し不的登前る記る合る 該、にの明本事が他にの動七事 第事の目の債又す当す係請前目務 つ在村の項 登登るあに及を 項 動と記の二権のと次受登が令 るび番項 登登るあに及を 項 動と記の二権のと次受登が令	登記原因を証する情報

		(2) 建物にあって は、当該建物の所在する 市、区、郡、町、村、字 及び土地の地番並びに当 該建物の家屋番号 (3) 順位事項	
五十六	根抵当権の設定の登記	イ 各 第 子	イる ロする登動目の第六に後保二する登をいの内すは関書登報 一権抵又にと定百登る同し上権抵及請、記あも当る配 の利当は関すの九記。一ての利当びす前所るの該登記 の利当は関すの九記。一ての利当びす前所るの該登 産的設上権抵(条たし権一産的設の合記轄産る登項 を

		ニ 一の不動産に関する	
		権利を目的とする根抵当	
		権の設定の登記又は二以	
		上の不動産に関する権利	
		を目的とする根抵当権の	
		設定の登記(民法第三百	
		九十八条の十六の登記を	
		したものに限る。) をし	
		た後、同一の債権の担保	
		として他の一又は二以上	
		の不動産に関する権利を	
		目的とする根抵当権の設	
		定の登記及び同条の登記	
		を申請するときは、前の	
		登記に係る次に掲げる事	
		項	
		(1) 土地にあって	
		は、当該土地の所在する	
		市、区、郡、町、村及び	
		字並びに当該土地の地番	
		(2) 建物にあって	
		は、当該建物の所在する	
		市、区、郡、町、村、字	
		及び土地の地番並びに当	
		該建物の家屋番号	
		(3) 順位事項	
		(4) 申請を受ける登	
		記所に共同担保目録があ	
		るときは、法務省令で定	
		める事項	
五十七	債権の一部につ	当該譲渡又は代位弁済の	登記原因を証する情
	いて譲渡又は代	目的である債権の額	報
	位弁済がされた		
	場合における抵		
	当権の移転の登		
	記		

五十八	民六定をめ又渡放登記に、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では	イ各登一登掲での産きて八。抵て登十名とい第での産きて八。抵て登十名とい第での産きて八。抵て登り、内も不第るの、に第での産きて八。抵て登十るとい第がでの産きでのが、当同記八登十名の、に第での産きで、当同記八登十名の第るに 区す当三掲を あ第事	イる ロする登動目の第六に後保二する登をいの内すは開登報 でを権工する登中で登にる、はの利当びす前所るの該登 の利当は関すの九記。一ての利当びす前所るの該登 不を権二する登十を)の他不を権同るのの不が前記 ををの設さ根記八しを債の動目の条場登管動あの裏 産的設上権抵(条たし権一産的処の合記轄産る登項 にと定の利当民のもたの又にと分登にに区にと記証す

関する登記事項証明書

(1) 土地にあって は、当該土地の所在する 市、区、郡、町、村及び 字並びに当該土地の地番 (2) 建物にあって は、当該建物の所在する 市、区、郡、町、村、字 及び土地の地番並びに当 該建物の家屋番号

## (3) 順位事項

ニ 根抵当権の処分の登 記にあっては、法第八十 八条第二項各号に掲げる 登記事項

ホ 民法第三百九十八条 の十六の登記にあって は、同条の登記である旨 へ 一の不動産に関する 権利を目的とする根抵当 権の設定の登記又は二以 上の不動産に関する権利 を目的とする根抵当権の 設定の登記(民法第三百 九十八条の十六の登記を したものに限る。)をし た後、同一の債権の担保 として他の一又は二以上 の不動産に関する権利を 目的とする根抵当権の処 分の登記及び同条の登記 を申請するときは、前の 登記に係る次に掲げる事 項

		(1) 土地にあって は、当該土地の所在する 市、区、郡、町、村及町、村及町、村及町、村及町、土地の所大力地ののでは、当該土地ののでは、当該の町、土地ののでは、、区土地の町が、が大き車町が、が大き車町が大き車では、3) 順位を登ります。 (4) 申請を保留のでは、1000000000000000000000000000000000000	
五十九	民法第三百九十三条の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の登記	イ弁す代た口各あ除項登登るあに及をハ除は各ニっ二項先を権及 法(て。同事所動とい第む抵。法に根は各個受利び 第根は)項項の産きて八。当)第掲抵、号順受利び 第根は)項項の産きて八。当)第掲抵、号がを権及 法(て。同事所動とい第む抵。法に根は各個でお訴弁 三権項げ号っ区す当三掲 根記八登の八げ当法に断す。 第2一登掲、内も不第る 当あ第事記八登を指達のけ 項にを事るのあが産号項 をて項 あ第事が関のけ 項にを事るのあが産号項 をて項 あ第事	登記原因を証する情報
六十	民法第三百九十 八条の十二第二 項の規定により 根抵当権を分割 して譲り渡す場 合の登記	イ 根抵当権の設定の登 記に係る申請の受付の年 月日及び受付番号並びに 登記原因及びその日付	登記原因を証する情報

六十一	民八項根す定記条登独法条の抵べし(の記令を記令規当さた法規名の大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの	ロ 情に を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	民法第三百九十八条の十九第二項の規定による請求をしたことを証する情報
六十二	の民人項にの本合九に人する。 1 十一定権元場第三十の抵べし(の記でに対し、の記でにの本合九にがる。) 1 年の抵べし(の記でにの記でにのおり、 2 年の地ののの記でにの記でにの記でにのいる。)		民事執行(第四十九 条第二項(記報) 八十百十五十五十五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二

		•	
六十三	民法第三百九十		債務者又は根抵当権
	八条の二十第一		設定者について破産
	項第四号の規定		手続開始の決定があ
	により根抵当権		
			ったことを証する情
	の担保すべき元		報
	本が確定した場		
	合の登記(法第		
	九十三条の規定		
	により登記名義		
	人が単独で申請		
	するものに限		
	る。)		
六十四	買戻しの特約の	買主が支払った代金及び	登記原因を証する情
	登記	契約の費用並びに買戻し	報
		の期間の定めがあるとき	
		はその定め	
信託に関する	I		
登記			
六十五	信託の登記		イ 信託法第三条第
/\   <u>T</u> L			三号に掲げる方法に
			* ' * * - : : : :
			よってされた信託に
			あっては、同法第四
			条第三項第一号に規
			定する公正証書等
			定する公正証書等   (公正証書について
			(公正証書について は、その謄本)又は
			(公正証書について は、その謄本)又は 同項第二号の書面若
			(公正証書について は、その謄本)又は 同項第二号の書面若 しくは電磁的記録及
			(公正証書については、その謄本)又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をした
			(公正証書については、その謄本)又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報
			(公正証書については、その謄本)又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報ローイに規定する信
			(公正証書については、その謄本)又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報ロイに規定する信託以外の信託にあっ
			(公正証書については、その謄本)又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報ローイに規定する信
			(公正証書については、その謄本)又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報ロイに規定する信託以外の信託にあっ
			(公正証書については、その謄本)又は同項第二号の書面器 同項第二号の書面及 で同号の通知をした で同号の通知をした でとを証する情報 に規定する信 託以外の信託にあっ ては、登記原因を証

	<i>무</i> 광막국) - 보고	<b>计</b>
六十六	信託財産に属す	法第百条第一項に規
	る不動産につい	定する事由により受
	てする受託者の	託者の任務が終了し
	変更による権利	たことを証する市町
	の移転の登記	村長、登記官その他
	(法第百条第一	の公務員が職務上作
	項の規定により	成した情報及び新た
	新たに選任され	に受託者が選任され
	た受託者が単独	たことを証する情報
	で申請するもの	
	に限る。)	
六十六の二	信託財産に属す	イ 法第九十七条第
	る不動産につい	一項第二号の定めの
	てする権利の変	ある信託の信託財産
	更の登記(次項	に属する不動産につ
	及び六十七の項	いて権利の変更の登
	の登記を除	記を申請する場合に
	<.)	おいて、申請人が受
		益者であるときは、
		同号の定めに係る条
		件又は方法により指
		定され、又は定めら
		れた受益者であるこ
		とを証する情報
		ロー信託法第百八十
		五条第三項に規定す
		る受益証券発行信託
		の信託財産に属する
		動産について権利の
		変更の登記を申請す
		変更の登記を中請り る場合において、申
		請人が受益者である
		ときは、次に掲げる 情報
		114 17
		, , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		が受益証券が発行さ
		れている受益権の受
		益者であるときは、
		当該受益権に係る受
	1	益証券

(2)当該受益者 が社債、株式等の振 替に関する法律(平 成十三年法律第七十 五号) 第百二十七条 の二第一項に規定す る振替受益権の受益 者であるときは、当 該受益者が同法第百 二十七条の二十七第 三項の規定により交 付を受けた書面又は 同法第二百七十七条 の規定により交付を 受けた書面若しくは 提供を受けた情報 (3)当該受益者 が信託法第百八十五 条第二項の定めのあ る受益権の受益者で あるときは、同法第 百八十七条第一項の 書面又は電磁的記録 ハ 信託の併合又は 分割による権利の変 更の登記を申請する ときは、次に掲げる 情報 (1) 信託の併合 又は分割をしても従 前の信託又は信託法 第百五十五条第一項 第六号に規定する分 割信託若しくは同号 に規定する承継信託 の同法第二条第九項 に規定する信託財産 責任負担債務に係る 債権を有する債権者 を害するおそれのな いことが明らかであ るときは、これを証

する情報

		(2) (1) に規
		定する場合以外の場
		合においては、受託
		者において信託法第
		百五十二条第二項、
		第百五十六条第二項
		又は第百六十条第二
		項の規定による公告 及び催告(同法第百
		五十二条第三項、第
		百五十六条第三項又
		は第百六十条第三項
		の規定により公告を
		官報のほか時事に関
		する事項を掲載する
		日刊新聞紙又は同法
		第百五十二条第三項
		第二号に規定する電
		子公告によってした 法人である受託者に
		あっては、これらの
		方法による公告)を
		したこと並びに異議
		を述べた債権者があ
		るときは、当該債権
		者に対し弁済し若し
		くは相当の担保を提
		供し若しくは当該債
		権者に弁済を受ける
		せることを目的として相当の財産を信託
		したこと又は当該信
		託の併合若しくは分
		割をしても当該債権
		者を害するおそれが
		ないことを証する情
		報
六十六の三	信託法第三条第	信託法第四条第三項
	三号に掲げる方	第一号に規定する公
	法によってされ   た信託による権	正証書等(公正証書については、その謄
	721日託による惟   利の変更の登記	本)又は同項第二号
	1790及火火豆癿	の書面若しくは電磁
		的記録及び同号の通
		知をしたことを証す
		る情報

	_	T	
六十七	信託財産に属す		法第百条第一項に規
	る不動産につい		定する事由により一
	てする一部の受		部の受託者の任務が
	託者の任務の終		終了したことを証す
	了による権利の		る市町村長、登記官
	変更の登記(法		その他の公務員が職
	第百条第二項の		務上作成した情報
	規定により他の		
	受託者が単独で		
	申請するものに		
	限る。)		
仮登記		L	
六十八	佐葵却の葵却美		ノ 改訂原用な証子
ハナハ	仮登記の登記義		イ登記原因を証す
	務者の承諾があ		る情報
	る場合における		ロ 仮登記の登記義
	法第百七条第一		務者の承諾を証する
	項の規定による		当該登記義務者が作
	仮登記		成した情報
六十九	所有権に関する		イ 登記上の利害関
7 1 7 4	仮登記に基づく		係を有する第三者
	**		
	本登記		(本登記につき利害
			関係を有する抵当証
			券の所持人又は裏書
			人を含む。)がある
			ときは、当該第三者
			の承諾を証する当該
			第三者が作成した情
			報(仮登記担保契約
			に関する法律(昭和
			五十三年法律第七十
			八号)第十八条本文
			の規定により当該承
			諾に代えることがで
			きる同条本文に規定
			する差押えをしたこ
			と及び清算金を供託
			したことを証する情
			報を含む。)又は当
			,, = , , , , , ,
			該第三者に対抗する
			ことができる裁判が
			あったことを証する
			情報
			ロ イの第三者が抵
			当証券の所持人又は
			裏書人であるとき
			は、当該抵当証券
			は、ヨ談払ヨ証券

七十	に対対の社派		7 公司臣田大計十	
七十	仮登記の抹消		イ 登記原因を証す	
	(法第百十条後		る情報	
	段の規定により			
	仮登記の登記上			
	の利害関係人が			
	単独で申請する			
	ものに限る。)			
			ロ 仮登記の登記名	
			義人の承諾を証する	
			当該登記名義人が作	
			成した情報又は当該	
			登記名義人に対抗す	
			ることができる裁判	
			があったことを証す	
			る情報 ハ 登記上の利害関	
			係を有する第三者が	
			あるときは、当該第	
			三者の承諾を証する	
			当該第三者が作成し	
			た情報又は当該第三	
			者に対抗することが	
			できる裁判があった	
			ことを証する情報	
仮処分に関す				
る登記				
七十一	民事保全法第五		民事保全法第五十九	
	十三条第一項の		条第一項に規定する	
	規定による処分		通知をしたことを証	
	禁止の登記(保		する情報	
	全仮登記ととも			
	にしたものを除			
	く。)に後れる			
	登記の抹消(法			
	第百十一条第一			
	現   一 未			
	頃(同米第一頃   において準用す			
	る場合を含			
	む。)の規定に			
	より仮処分の債			
	権者が単独で申			
	請するものに限			
	る。)			

七十二	保全仮登記とと もの登記の抹消 る登記の抹消 る法第百十二 の規定に が が が が が が が が が が が が が が が が が が が		民事保全法第五十九 条第一項に規定する 通知をしたことを証 する情報
官庁又は公署 が関与する登 記等			
七十三	国又は地登権 団体がるる権利 者となる登権司 第百十規定 第百十規定 官庁又はる ででいる。)		イ 登記原因を証す る情報 ロ 登記義務者の承 諾を証する当該登記 義務者が作成した情 報
七十四	不動産の収用による所有権の移転の登記	土地の収用による時間を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を	イカとそ証ロる記は報がに仮処をがい及因 にのき請権同えはする若別にのすると申るは押くたのすると申るは押くたる若効をよる 情利欄、仮とをがなるのは、 る若効は 関係をしまる 情利欄、仮とをは、 る
七十五	不動産に関する 所有権以外の権 利の収用による 権利の消滅の登 記		収用の裁決が効力を 失っていないことを 証する情報及びその 他の登記原因を証す る情報